

渋谷川の暗渠化計画に関する一考察

首都大学東京 都市環境科学研究科 正会員 ○石原 成幸
 首都大学東京 都市環境科学研究科 正会員 河村 明
 首都大学東京 都市環境科学研究科 正会員 天口 英雄
 首都大学東京 都市環境科学研究科 正会員 高崎 忠勝

1. はじめに

法定河川・渋谷川は渋谷区と港区内を流下し東京湾に注ぐ、東京都知事が管理する二級河川である。図-1に示すとおり、流域面積は22.84km²、流路延長が約7km、両区境の天現寺橋から上流を渋谷川、下流が古川と呼称される¹⁾。かつては支川の河骨川（こうほねがわ）が唱歌「春の小川」のモデルになるなど、人々に親しまれていた。

現在、渋谷駅周辺では図-2に示すとおり、平成17(2005)年12月、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定されたことから、複数の事業が相互かつ緊密に連携しつつ百年に一度とも云われる大規模な都市再開発が進行中である^{2),3)}。またこれら再開発の一環として、渋谷川においても開発関連に伴う河川の移設、緩傾斜護岸や親水施設の整備など、官民連携による河川と街づくりが一体となった河川環境整備が進められている^{2),3)}。

これまで渋谷川を取り上げた文献は、渋谷駅上流部の暗渠化を主題とするものが大多数であり^{4),5)}、駅下流部の開渠を主対象として下水道化計画との関連から言及したものは、管見で承知していない。このため、本報では過去の改修経緯のとりまとめを通じて、再開発に伴い河川環境の向上が図られる渋谷川についての一考察を試みるものである。

2. 渋谷川における河川・下水道の計画等の経緯

渋谷川の河川改修並びに下水道整備計画の変遷概要は、末尾に掲載する表-1のとおりである。

渋谷川の河川・都市計画並びに下水道計画は、図-3に示すとおりである。渋谷川の計画的な河川改修は、昭和2(1927)年3月の東京都市計画河川改修としての内務省告示にはじまる。同4(1929)年には渋谷川の宮益橋から天現寺橋間の河川改修に着手し、同6(1931)年に概成している。このほか、昭和22(1947)年には戦災復興院告示として都市計画決定がなされたのち、同39(1964)年・東京オリンピック前後や平成(1989~)期に入ってから河川環境の向上に資する改修事業などが実施されてきた。

一方、下水道計画では、明治41(1908)年に東京市下水道設計が告示された後、昭和25(1950)年7月の東京特別都市計画下水道の告示で渋谷川上流部の渋谷川・千駄ヶ谷幹線、また昭和36(1961)年10月の東京都市計画河川下水道調査特別委員会報告（通称「36答申」という）があり、同37(1962)年3月の渋谷川幹線（宮益橋～天現寺橋）の都市計画決定がなされている。昭和41(1966)年1月には渋谷川の都市計画変更と同時期に、宮益橋上流部の幹線下水道がしゅん工している。



図-1 渋谷川・古川流域（含・下水道幹線）¹⁾



図-2 渋谷駅周辺 都市再生事業エリア²⁾

キーワード 渋谷川、暗渠化、再開発、河川再生、下水道

連絡先 〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1 首都大学東京大学院 E-mail: ishihara-shigeyuki@tmu.ac.jp

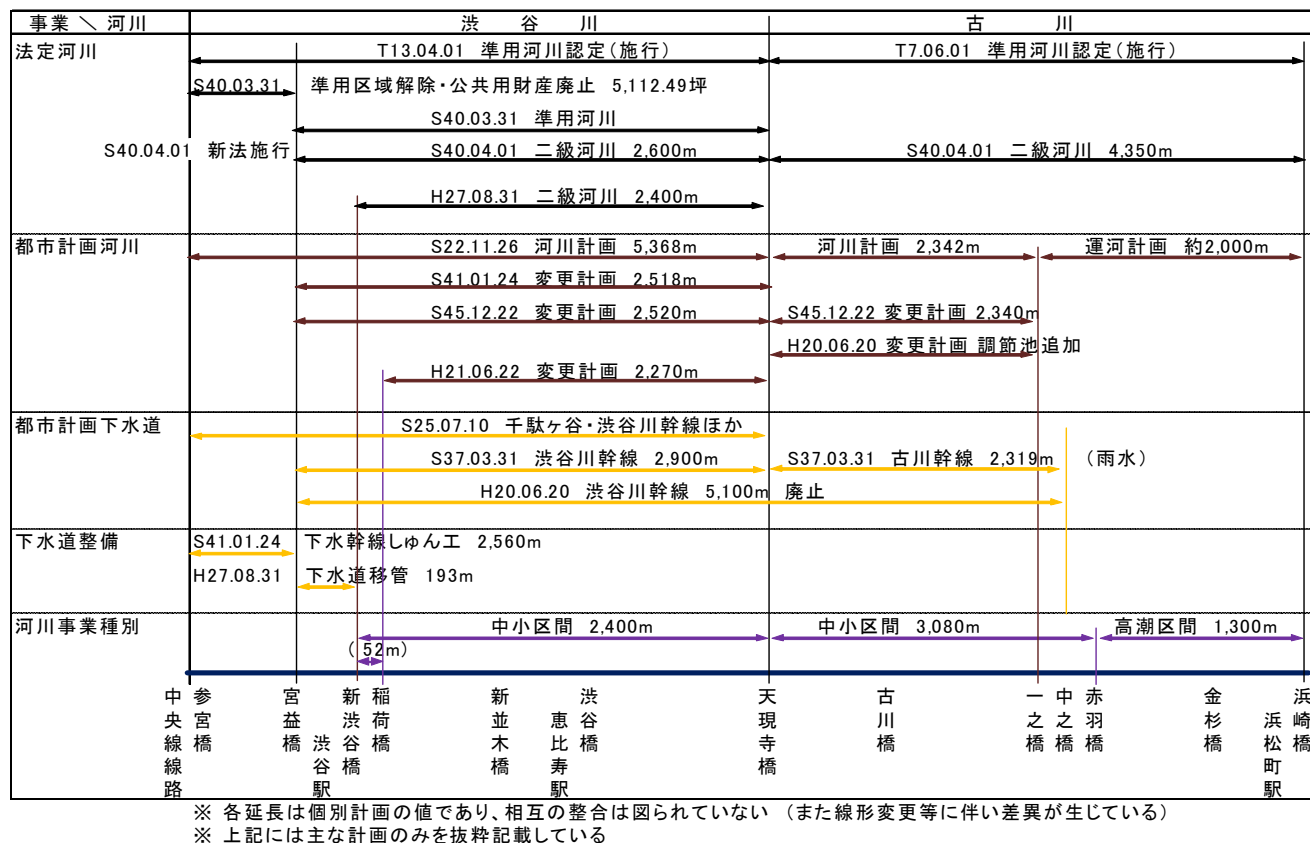


図-3 渋谷川改修計画・下水道幹線計画の変遷概要 1),4),6),7)

その後も地元からは、東京都に対して暗渠化の要望が繰り返し提出されている。特に渋谷区内での清掃工場建設の受入れ要望事項となり、昭和49(1974)年に東京都の企画調整局(当時)・建設局・下水道局による覚書の中で、将来的な暗渠化の方向性が示されたが、都財政や実務者レベルの動向等により暗渠化の実現に至らなかった。

昭和61(1986)年からは渋谷駅下流の開渠区間の上流部(稲荷橋～恵比寿橋下流)における河川改修に着手し、平成14(2002)年に工事を完了している¹⁾。その構造は河川改修後に下水道事業としての覆蓋化を考慮した構造として、既設護岸の前面に鉄骨を主構造とする鉄筋コンクリートの張付護岸を施工し、不足する河積分を河床掘り下げにより確保するものである⁶⁾。これらの事実関係からは渋谷駅上流部の暗渠化が沿川の市街化に伴って早くから進められたのに対して、駅下流部の暗渠化計画は36答申等に基づく下水道整備や河川改修計画のほか、別次元である清掃工場建設受入れの交換条件等として、大きく政策的判断が考慮された結果であることが明らかとなった。

3. 河川環境に配慮した改修計画の見直し

その後、昭和63(1988)年11月、東京都建設局は建設省河川局に対し、築地市場の再整備に伴う河川の取扱い等に関連して、「今後は原則として中小河川の新たな埋立を行わない」ことを表明し、既に下水道幹線(暗渠)化が決定している区間においても、関係機関と協議のうえで河川として存続するよう既定計画の見直しを行うこととした。これに伴い渋谷川でも、平成元(1989)年に建設局より下水道局に対して、暗渠化の見直しに関する検討申し入れが行われ、都市計画局(当時)・建設局・下水道局による36答申の見直しが進められることとなった^{1),7)}。

さらに、平成7(1995)年には城南三河川・清流復活事業による渋谷川等への下水道再生水の放流が開始された。また同年の河川再生事業の国庫補助採択や都の「春の小川構想」に基づく二層河川としての整備などが決定されたため、渋谷川における下水道幹線(暗渠)化は中断するに至った¹⁾。これらの経緯から、平成20(2008)年6月には渋谷川幹線(宮益橋～中之橋)の都市計画が廃止されている。近年における周辺環境の大きな変化としては、前述の都市再生緊急整備地域指定、平成24(2012)年11月には河川敷地占用許可準則に基づく「都市・地域再生等利用区域」指定による特例占用、翌25(2013)年6月の都市再生特別地区の都市計画決定などを経て、区画整理・街区等の事業による再開発が進められている。これらの開発計画に関連して渋谷川では、都市計画河川の終点を同21(2009)年6月に

宮益橋から稲荷橋上流に変更決定（延長：2,270m）するに至った。なお、河川法に基づく二級河川・渋谷川としては、都市計画事業の完了後に宮益橋から新渋谷橋までの約193m区間を下水道幹線化に伴って移管したことから、同27(2015)年8月に新渋谷橋から天現寺橋間の約2,400m（法定延長）に変更されている。

4. 今後の河川並びに周辺環境の整備・向上

都市・地域再生等利用区域指定による河川敷地の特例占用に伴う事業者の地域貢献策では、下記のような沿川での環境整備並びに図-4の「にぎわいとうるおいのある良好な水辺空間の創出」等が実施されている³⁾。

- ①現状で下流の並木橋右岸から放流されている下水道再生水（清流復活事業）を新たに稲荷橋下流まで導水し、護岸上端より噴水させる「壁泉」を設置し、開渠部上流端からの清流復活と臭気対策とする。
- ②これまでの経緯により、渋谷川の護岸構造が蓋掛けに耐えられることを利用し、河川上空（部分）と渋谷駅南街区の民有地を一体的形態として整備し、稲荷橋並びに金王橋際に「にぎわいの広場」を設置する。
- ③渋谷駅街区の土地区画整理事業の換地を渋谷川の徒歩橋から新並木橋以南の沿川に飛び換地することにより、河川護岸の一部を緩傾斜・緑化のうえ、公園と連続した空間を確保することで河川環境の向上を図る。

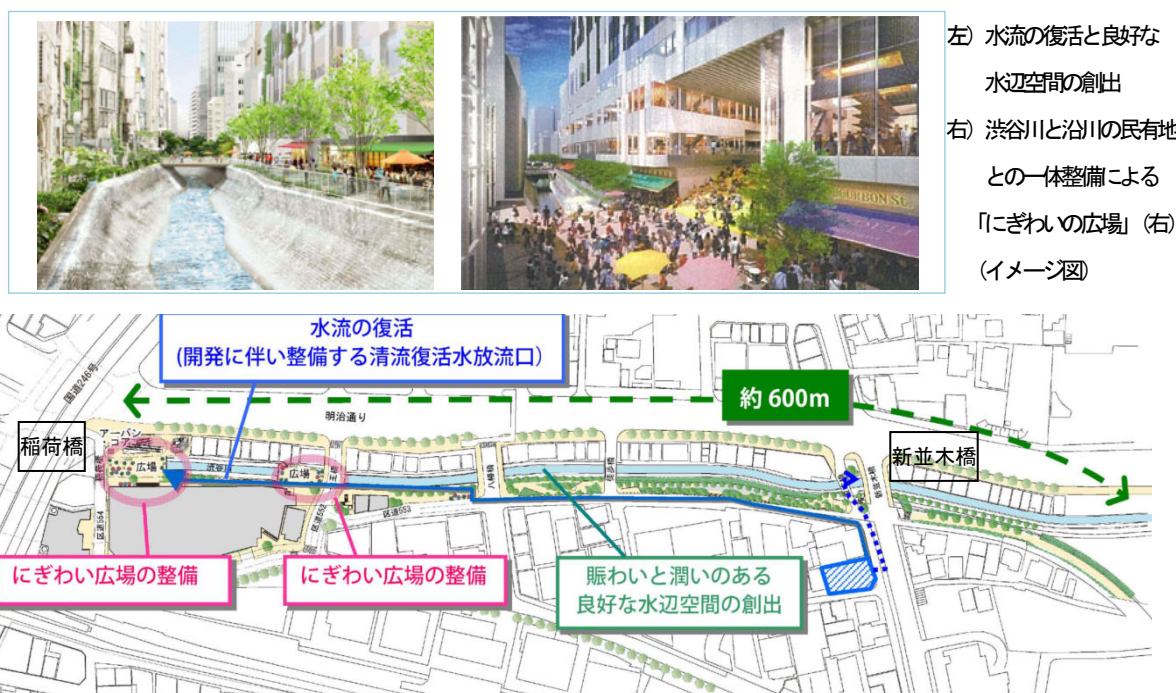


図-4 渋谷川における沿川の街づくりとの一体的な環境整備事例³⁾

5. まとめ

渋谷川の暗渠化（蓋掛け利用）は当初、水質汚濁や公害等の都市環境の悪化と云った当時の時代背景もあり、36答申に基づき検討が進められた時期もあったが、その後の社会情勢の変化に伴い「ゴミの自区内処理の原則」と云う河川行政面とは異なる政策的な判断材料として暗渠化の方針が定められた経緯があることが明らかとなった。

加えて、平成9(1997)年の河川環境の内部目的化を明記した河川法改正や市民要望の変化に呼応した河川再生（二層河川）構想を経て、現行の河川整備方針・整備計画に至ったものである。一方では、河川占用許可準則の改正に伴い、特区制度の活用による河川とまちづくりが一体となった環境整備が可能となったことから、渋谷駅周辺の再開発でも官民協働による親水公園整備や賑わいの創出に繋がる水辺環境の整備が結実するところまで来ている。

引き続き、河川が都市における貴重な公共空間であることに留意しつつ、河川を活かした水辺・都市環境の向上に向けた各種施策をバランスよく実施することが重要であると考えられる。

謝辞

東京都河川部・東京急行電鉄（株）ほか皆様のご協力を頂きましたこと、ここに記して謝意を表します。

表-1 渋谷川における河川並びに下水道に係る計画・事業の経緯^{1)~7)}

年	月	渋谷川(古川)	下水道	備考
明治41(1908)年			東京市下水道設計 告示	全市・合流式(東京の下水道計画の基本となる)
大正12(1923)年	10月	(渋谷川区間) 準用河川認定		府令第391号・T13.4.1施行
昭和2(1927)年	3月	(渋谷川) 東京都計画河川改修		内令第267号・上流部
昭和4(1929)年	4月	工事着手(宮益橋~天現寺橋)		完成・S6.11.30(除・付帯工事)
昭和5(1930)年	3月		東京都市郊外下水道計画決定	
昭和9(1934)年		渋谷 東急百貨店東横店開業		渋谷川流路上に建築
昭和22(1947)年	11月	特別都市計画決定 告示		戦災復興院告示第122号:河川計画決定
昭和25(1950)年	7月		渋谷川上流部・渋谷川幹線竣工	建令第740号:上流部(渋谷川幹線ほか)
昭和35(1960)年		東京都市計画地方審議会 河川下水道調査特別委員会 報告		通称・36答申(合流式下水道幹線として整備)
昭和36(1961)年	10月		都市計画決定 告示	建令第1092号:渋谷川幹線(宮益橋~天現寺橋)
昭和37(1962)年	3月	稲荷橋~宮益橋・渋谷川移設工事完了		昭和36~39年 河道を東側へ移設し暗渠化
昭和39(1964)年		渋谷川の準用解除、河川区域変更ほか		都令第280号・(旧)中央線線路~(新)宮益橋
昭和40(1965)年	3月			新河川法施行
昭和41(1966)年	1月	渋谷川 都市計画変更 告示	渋谷川・宮益橋上流部 幹線下水道竣工	建令第74号 起点・幅員・延長変更
昭和48(1973)年	7月	清掃工場建設に伴う都市環境整備の一環として渋谷川の暗渠化については努力したい(発言)		ゴミ問題に関する都との確認事項(清掃局長・次長)
昭和48(1973)年	10月	①渋谷川の暗渠化 ②下水道幹線の新設・処理場の増強等 ③清掃工場の建設候補地の選定	の検討・要請	意見書に対する知事発言
昭和49(1974)年	2月	〇代々木公園内に清掃工場を建設する条件として渋谷川の暗渠化を考慮した検討		三局長会議(企調・建設・下水)
昭和49(1974)年	2月	渋谷川問題の処理方針		企画調整局(建設局・下水道局・渋谷区)
昭和60(1985)年	2月	河川改修調査検討結果に基づき河床一部掘り下げ案を決定		建設局(局長承認)
昭和60(1985)年	8月	渋谷川の処理方針 決定(覆蓋化を考慮した護岸構造)		建設局・下水道局 協議結果
昭和61(1986)年	3月	渋谷川改修事業計画 策定(張付護岸十河床低下案を採用)		河川改修後に下水道局が幹線化を予定
昭和63(1988)年	11月	東京都は中小河川の埋立は行わない(原則)		建設省河川局長~建設局長(築地川等の取扱い)
平成2(1990)年	2月	城南独立水系河川環境管理協議会 発足		対象:渋谷川・古川、目黒川、呑川
平成6(1994)年		河川再生事業制度の創設を要望		国~渋谷区長・港区長(二層河川構想)
平成7(1995)年	3月	城南三河川・清流復活事業		渋谷川・古川、目黒川、呑川に下水道再生水を放流
平成10(1998)年		渋谷川・古川流域懇談会 設置		建設局河川部
平成20(2008)年		渋谷川・古川 河川整備方針・整備計画 策定		
平成20(2008)年	6月	渋谷川・古川 都市計画変更 告示		古川地下調節池の追加
平成21(2009)年	6月	渋谷川・古川 都市計画変更 告示		都令第957号:終点(宮益橋~稲荷橋上流)・延長2,270m
平成22(2010)年	10月	渋谷駅街区土地区画整理事業 施行認可		
平成24(2012)年	11月	特例占用による都市・地域再生等利用区域 指定		対象:稲荷橋~八幡橋 準則改正後・都内初指定
平成25(2013)年	6月	都市再生特別地区 都市計画決定		渋谷川関連: 駅街区開発計画、南街区PJ ほか
平成26(2014)年	6月	都市再生特別地区 都市計画決定		渋谷川関連: 渋谷駅接点丘口地区再開発
平成27(2015)年	8月	渋谷川上流部 移設完了	新渋谷橋~宮益橋: 下水道管理者へ引継	
今後の計画		渋谷川沿いの東急高架跡地に親水護岸整備 河川上の広場として拠点的に整備		八幡橋~新並木橋以南: 東急電鉄(区整)が飛び換地 稲荷橋・金王橋隣の2箇所

参考文献

- 1) 東京都建設局, 渋谷川・古川 河川整備計画, 東京都, 2008
- 2) 渋谷区, 渋谷駅中心地区基盤整備 都市計画の概要, 渋谷区都市整備部, 2015
- 3) 大竹成忠, 永井憲一, 渋谷川を軸とした渋谷駅南街区の開発, 河川 Vol.72 No.7, pp.37-42, 2016 ほか
- 4) 中村晋一郎, 沖大幹, 36答申における都市河川廃止までの経緯とその思想, 水工学論文集Vol.53, pp.565-570, 2009
- 5) 田原光泰, 「春の小川」はなぜ消えたか ―渋谷川にみる都市河川の歴史―, 之潮, 2011
- 6) 東京都建設局河川部, 渋谷川整備事業に伴う護岸の構造について, 建設局・下水道局, 1988
- 7) 東京都建設局河川部, 渋谷川・古川流域懇談会のまとめ 平成10年9月, 東京都建設局, 1998